

クリーンセンター維持管理に関する計画

1 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値

(1) 排ガス（乾きガス基準、酸素濃度 12%換算）

排ガスの性状

項目	基準値
ばいじん	0.02g/m ³ N 以下
硫黄酸化物	25ppm 以下
塩化水素	50ppm 以下
窒素酸化物	70ppm 以下
一酸化炭素	30ppm 以下
水銀	0.05mg/m ³ N 以下
ダイオキシン類	0.05ng-TEQ/m ³ N 以下

(2) 放流水の水質

本施設はクローズドシステムを採用しているため、放流水はない。

クローズドシステム・・・施設内で発生した排水を処理して排ガス減温水等として再利用することで、排水の下水道や公共用水域への放流が無いようにすること。

2 測定頻度に関する事項

項目	測定頻度
ばいじん、硫黄酸化物、塩化水素、窒素酸化物、一酸化炭素	年 6 回
水銀	年 3 回
ダイオキシン類	年 2 回

3 その他廃棄物処理施設の維持管理に関する事項

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5による一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準について、当施設では以下のように対応します。

1	施設へのごみの投入は、当該施設の処理能力を超えないように焼却処理します。
2	ごみクレーンによりごみピット内を攪拌し、ごみ質の均一化を図ります。
3	燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、給じん装置により定量ずつごみを燃焼室内に供給します。
4	燃焼室中の燃焼ガスの温度を 850 度以上に維持し、ごみを焼却します。
5	焼却灰の熱しゃく減量が 10% 以下になるように焼却します。
6	運転を開始する場合には、助燃バーナーを作動させる等により、炉温を速やかに上昇させます。
7	運転を停止する場合には、助燃バーナーを作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くします。
8	燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録します。
9	集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね 200 度以下に冷却します。
10	集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録します。
11	冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去します。
12	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が 4 時間平均 30ppm（酸素 12% 換算）以下となるようにごみを焼却します。
13	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録します。
14	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を 0.05ng-TEQ/m ³ N 以下となるようにごみを焼却します。
15	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年 1 回以上、

	ばい煙濃度（ばいじん、窒素酸化物、硫黄酸化物、塩化水素及び水銀）を2か月に1回以上測定し、かつ、記録します。
16	排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないように排ガス処理設備を設置します。
17	ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留します。
18	ばいじんの薬剤処理を行う場合は、ばいじんと薬剤を均一に混合します。
19	火災の発生を防止するために必要な措置を講じるとともに、消火器その他の消火設備を備えます。